

特集

理学療法士等との連携

訪問看護ステーションからの理学療法士等による訪問は、そもそも「リハビリテーションを中心とした看護業務を行なう場合に、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問することができる」という位置づけで行なわれるもの。しかし、訪問看護師と理学療法士等との連携が不十分なケースがあるということが全国調査によって明らかになり、今年度、連携をより強化する方向で介護報酬改定が行なわれました。

その調査を行なった全国訪問看護事業協会が作成した『訪問看護事業所による 看護職員と理学療法士等のより良い連携の手引き』をもとに、訪問看護計画書や報告書をどのように「一体的に」作成するか、管理者はどのようにして連携の体制を整えるのかについて、現場で実践中の方々の取り組みをご紹介します。

「理学療法士等との連携」にみえてきた課題と可能性●藤田淳子

【Q&A】

訪問看護職員と理学療法士等との連携に関する2018年度介護報酬改定の内容と解釈●吉原由美子

【座談会】

訪問看護師と理学療法士等とのよりよい連携にむけてガイドライン活用の「その先」にあるもの

●藤田淳子、齋藤雅子、北園伊津代、磯貝仁美、高砂裕子

看護師と理学療法士等とのスムーズな連携に向けたステーション管理

①事業所内での連携●高砂裕子

②別事業所との連携●阿部智子

訪問リハビリテーションの立場から●鈴木修

※一部変更となることがあります。

編集後記

巻頭インタビュー「マグネットステーション」は、利用者・職員をその地域の磁石のように引きつける魅力をもつ訪問看護・介護ステーションの管理者にお願いして、「突撃！隣の晩ごはん」よろしく（現在もBS日テレで不定期放送中）、実際のバックヤードにお邪魔して内情をお伺いする欄です。同業者——この国のそれぞれの持ち場を支えている仲間からこぼれる何気ない言葉や工夫が、皆さんの「！」を誘うことができたら何よりです。今回の取材先、自薦他薦お待ちしております。…青木

今号はメリデン版訪問家族支援をご紹介しました。家族支援は、利用者本人の支援に対する「オプション」ではなく、本人と同じ厚みをもった支援が家族にも必要であると強調し、その1つの方法として解説しています。「家族支援」と呼ばれるものに新たな見方を与えてくれるのではないのでしょうか。●ところで。解説してくださった皆さんの原稿に共通していると感じたのが、「この方法はこんなに本人・家族を変えますよ」という語り口ではなく、「コンセプトやメソッドを知った対人支援職の認識が変わって、関わり方が変わり、それに伴って利用者本人・家族も変わってきた」という語り口をしている点でした。うまく言葉にできないのですが、なんだか、このスタンスが胸に響きました。…小池

訪問看護と介護 第23巻 第11号（通巻269号）2018年11月15日発行（毎月1回15日発行）

発行：株式会社医学書院 代表者：金原俊 〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23

Published by IGAKU-SHOIN Ltd. 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo©2018, Printed in Japan

1部定価：本体1,400円＋税 年間購読料（税抜、送料弊社負担、年間12冊）：12,600円（冊子版）／15,600円（冊子＋電子版/個人）／12,600円（電子版/個人）

販売部：☎03-3817-5659 社内案内：☎03-3817-5600

『訪問看護と介護』編集室：☎03-3817-5787 FAX03-5804-0485 担当：小池・栗原・青木・横田・南部

✉houmon@igaku-shoin.co.jp Twitter @houmonkango Facebook @houmonkangotokaigo

医学書院ホームページ <http://www.igaku-shoin.co.jp/> ウェブマガジン『かんかん!』 <http://www.igs-kankan.com>

本誌に掲載された著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・貸与権・公衆送信権（送信可能化権を含む）は（株）医学書院が保有します。

本誌を無断で複製する行為（複写、スキャン、デジタルデータ化など）は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。

大学、病院、診療所、企業などにおいて、業務上使用する目的（診療、研究活動を含む）で上記の行為を行なうことは、その使用範囲が内部的であっても、私的使用には該当せず、違法です。また私的使用に該当する場合であっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行なうことは違法となります。

【JCOPY】〈出版者著作権管理機構委託出版物〉

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に出版者著作権管理機構

（☎03-3513-6969, FAX03-3513-6979, ✉info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。

※「訪問看護と介護」は、株式会社医学書院の登録商標です。